

再稼働で残業制限外す

厚労省
13年通達

「原発に公益性」判断

原発再稼働に向けた原子力規制委員会の審査に対応するための電力会社の業務について、厚生労働省が「公益上の必要により集中的な作業が必要」として、労働基準法で定めた残業時間制限の大部分を適用しないとする通達を出していたことが8日、分かった。従来、公益性を理由にした適用除外はごく一部でしか認められていなかった。専門家は「再稼働対応は営利目的で公益性や緊急性があるとは言えない」と指摘。「政府が『働き方改革』を進める中で、厚労省の見識が問われる」と疑問視している。労基法は、労働時間の上限を1日8時間、週40時間と規定。労使協定を結ば

1カ月で45時間、3カ月で120時間、1年で360時間などを上限に残業が認められる。公益上の必要があるときとされる原発の定期検査などは上限の適用を除外される。年末年始の郵便業務など一時的な要因で短期間、業務量が増える場合も適用除外となる。通達は、原発の新規制基

残業時間の上限規制 労働基準法は労働時間の上限を1日8時間などと規定。同法36条に基づき労使協定を結べば、1カ月で45時間、1年で360時間を上限に残業が可能となる。業務の繁忙期など上限を超えて働かなければならない特別な事情がある場合は、臨時的なものに限り、特別条項付きの協定を結べば年に6カ月まで上限を延長できる。原発の定期検査など「公益上の必要」がある業務のほか、建設事業や自動車の運転業務、年末年始の郵便業務など季節的な要因で業務量が著しく変動する業務は適用除外となっている。



準施行後の2013年11月、厚労省労働基準局長名で各都道府県の労働局長宛てに出され、審査対応業務には、年360時間の上限以外は適用しないとされた。ある電力関係者は「審査対応は長時間の残業で非常に過酷。体調を崩す人もおり、厚労省の通達が背景にあるとすれば残念だ」と話す。

同省監督課によると、審査対応も定期検査の業務と同じとみなしたという。同課は「電力事業自体に公益性がある。年360時間の制限は残っており、著しい問題があるとは言えない」としている。

しかし、関係者によると、審査担当の電力社員には過労死ラインとされる月100時間を超す残業が続く。3カ月で400時間を上回るなど、年間の上限を大幅に超えていたケースもある。名古屋大の和田肇教授(労働法)は「審査対応は、安全確保が目的の定期検査とは違」と指摘。「原発再稼働のように社会的に議論されている問題について、局長通達という形で対応しているのか大いに疑問だ。審議会などで議論すべきだったと批判している。」

残業制限の適用除外 「九電の要請で対応」

厚労相

原発再稼働に向けた原子力規制委員会の審査に対応するため、厚生労働省が電力会社の業務について残業時間制限の適用除外を認めていた問題で、塩崎恭久厚労相は12日の衆院予算委員会で、適用除外は九州電力の要請を受けた対応だった

ことを明らかにした。

九電は西日本新聞の取材に対し、要請した時期は2013年7月ごろと説明。

理由については「当時は電力需給が切迫し利用者に節電をお願いしており、速やかに審査を進める必要があった。法令順守の観点から、適用除外の可否を労働基準監督署に問い合わせた(報道グループ)としている。(田中伸幸、永松英一郎)

出典：西日本新聞 2016年10月13日付